

民事訴訟裁判通達書

この度、通知いたしましたのは被告に対する民事訴訟裁判開始の通達です。原告に対しての契約不履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理したことを通知いたします。

「裁判取り下げ期日」を過ぎますと、指定裁判所から出廷命令通知が届きますので、記載期日に出廷していただきます。出廷拒否されると民法（民事訴訟法）に基づき原告側の全面勝訴となり裁判終了後には、財産調査を経て動産物・不動産物の差し押さえ及び給与、金融機関口座の凍結を裁判所執行官のもと強制的に執行いたします。

以上を民事訴訟裁判通告とさせていただきます。尚、書面通達となりますので個人情報保護のため詳細は当局までご連絡ください。

※ご連絡なき方には、勤務先等へ郵送する場合もございますのでご承知ください。

裁判取り下げ期日

平成 21 年 8 月 26 日

〒112-0004
東京都文京区後楽1-6-6
中央管理事務局
03-3505-5219
電話受付時間9:00~19:00
(土日祝日を除く)